

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
のときは、  
その翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 保険医療機関等の指定
- 家畜のブルセラ病検査等の実施
- 牛のブルセラ病検査等の実施
- 土地改良事業計画の変更の認可
- 旧慣使用林野整備計画の認可
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
- 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 職業能力開発促進法による技能検定の実施

## 告 示

### 鳥取県告示第二百五十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

診療科目	氏 名	勤 務 先
診断に係る障害の範囲	富永 昶子	米子市富士見町二丁目一七二 富永眼科医院
視覚障害	富永 昶子	米子市富士見町二丁目一七二 富永眼科医院
肢体不自由	齊藤 基	鳥取市末広温泉町二五二 鳥取生協病院
肢体不自由	中野 輝博	日野郡日野町根雨七三〇 日野病院
肢体不自由	西川 清方	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
脳神経内科	西川 清方	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	下山 晶士	米子市上福原一六七〇一 下山医院
泌尿器科	平川 真治	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	小竹 寛	米子市西町三六一一 鳥取大学医学部附属病院
内 科	森田 積二	米子市皆生一四八〇 労働福祉事業団山陰労災病院
内 科	島雄 道朗	鳥取市尚徳町一七 鳥取赤十字病院

鳥取県告示第二百五十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
芹 田 齒 科 院	境港市明治町六七	昭和六十一年二月二十日
上原産婦人科医	倉吉市堺町二丁目九六二一二	昭和六十一年三月四日

鳥取県告示第二百五十六号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
上原産婦人科医	倉吉市堺町二丁目九六二一一	昭和六十年八月十六日

鳥取県告示第二百五十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田本齒科医院	米子市立町三丁目一〇〇	昭和六十一年二月二十日
平田齒科医院	西伯郡淀江町大字淀江八九〇	昭和六十一年二月二十七日
平井薬局	鳥取市元大工町四七―四	昭和六十一年二月十五日
スズカ薬局	鳥取市寺町三四―一〇	〃
上原薬局	日野郡江府町大字江尾一八六七―一	〃
川元齒科医院	西伯郡淀江町大字佐陀字東川尻八三四―五	昭和六十一年二月十七日

鳥取県告示第二百五十八号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、

ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査、馬伝染性貧血検査及び炭疽予防注射を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査又は注射を受けることを命ずる。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蛆病、馬伝染性貧血及び炭疽の予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、船岡町、河原町、青谷町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口町の区域

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

倉吉市、福部村、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智

頭町、気高町、鹿野町、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤碕町、名和町、中山町、日南町、日野町及び江府町の区域

(三) (一)及び(二)以外の牛で昭和六十一年四月一日以降放牧しようとするもの

2 ニューカッスル病検査

鶏

3 ひな白痢検査及びマイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 腐蛆病検査

みつばち

5 馬伝染性貧血検査

馬

6 炭疽予防注射

昭和六十一年四月一日以降放牧しようとする牛

四 実施の期日

昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで

五 検査又は注射の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

3 ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

4 ひな白痢検査

- 5 ひな白痢急速凝集反応  
マイコプラズマ病検査
- 6 臨床検査及び急速凝集反応  
腐蛆病検査
- 7 肉眼的検査及び細菌学的検査  
馬伝染性貧血検査
- 8 寒天ゲル内沈降反応  
炭疽予防注射

鳥取県告示第二百五十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 実施の目的  
ブルセラ病及び結核病の予防のため
- 二 実施する区域  
県下全域
- 三 実施の対象となる牛の種類及び範囲  
種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で生後九十日を

経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

- 四 実施の期日  
昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで
- 五 検査の方法
  - 1 ブルセラ病検査  
ブルセラ急速凝集反応
  - 2 結核病検査  
ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業日下地区農道整備）に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年三月十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十一号

東伯町長から申請のあつた宮谷奥地区旧慣使用林野整備計画については、

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第二十二條第一項の規定に基づき、昭和六十一年三月十八日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百六十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十四條第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六條第一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
九十八	山口千代枝	"	"	山口千代枝畑	"
九十五	横川 和子	八頭郡河原町大字北村	"	横川 和子畑	八頭郡河原町大字北村
八十六	西尾 寿一	八頭郡佐治村大字加瀬木	穂の採取並びに幼穂及び幼苗以外の苗木の養成	西尾 寿一畑	八頭郡佐治村大字加瀬木

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和六十一年三月二十二日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

一 日時

昭和六十一年三月二十三日（日）午前十一時十五分

三月二十四日（月）休会

三月二十五日（火）午後三時三十分

二 場所

鳥取市末広温泉町五五六 公立学校共済組合鳥取宿泊所「白兔会館」

三 議題

1 県立学校長人事について

2 その他

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づ

き、昭和61年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和61年3月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鍛工、建築板金、工場板金、電気めつき、仕上げ、製材のこ目立て、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、製板、印刷、プラスチック成形、石材施工、とび、左官、れんが積み、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ、写真及びフラワー装飾

2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに1級及び2級に分けて、又は単一等級により行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

実施期日

昭和61年6月20日（金）から昭和61年9月15日（月）までの間に

において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、昭和61年6月11日（水）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金属プレス加工、鍛工、建築板金、工場板金、電気めつき、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、建具製作、印刷、左官、ブロック建築、塗装、広告美術仕上げ及びフラワー装飾	昭和61年8月31日（日）
機械加工、仕上げ、製材のこ目立て、建設機械整備、家具製作、石材施工、れんが積み及び塗料調色	昭和61年9月7日（日）
園芸装飾、造園、放電加工、電子機器組立て、布はく縫製、製板、プラスチック成形、とび、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、塗装及び写真	昭和61年9月14日（日）

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 商工会館 (別館)

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

昭和61年4月14日 (月) から同月25日 (金) まで (郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒 (おて先を記入し、60円切手をはつたもの) を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検. 定 職 種	手数料
園芸装飾	12,500円

造園	11,500円
機械加工	12,500円
放電加工	12,500円
金属プレス加工	10,500円
鉄工	10,500円
建築板金	12,500円
工場板金	12,500円
電気めつき	12,500円
仕上げ	12,500円
製材のこ目立て	12,500円
電子機器組立て	12,500円
電気機器組立て	12,500円
建設機械整備	10,500円
婦人子供服製造	9,000円
紳士服製造	10,500円
布はく縫製	12,500円
家具製作	12,500円
建具製作	12,500円
製板	12,500円
印刷	12,500円
プラスチック成形	12,500円
石材施工	12,500円
とび	11,500円
左官	10,500円

れんが積み	12,500円	ゾロツク建築	10,500円	タイル張り	10,500円	畳製作	12,500円	防水施工	12,500円	内装仕上げ施工	12,500円	熱絶縁施工	12,500円	サツシ施工	12,500円	表装	12,500円	塗装	10,500円	塗料調色	10,500円	広告美術仕上げ	12,500円	写真	12,500円	フラワー装飾	12,500円	1 学科試験の受検手数料	2,300円	(2) 納付方法	<p>(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。</p> <p>(3) その他申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかつた場合でも、受検手数料は返還しない。</p>	<p>実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が昭和61年10月9日(木)に書面で通知する。</p> <p>(2) 技能検定合格者の発表 技能検定合格者の氏名は、昭和61年10月11日(土)の鳥取県公報で公告する。</p>
7 合格者の発表等	(1) 合格通知	8 その他	<p>技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7231)又は鳥取県職業能力開発協会に問い合わせること。</p>																													